

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止のために情報モラル教育を計画的に推進する。

(5) 学校独自の未然防止のための取組

- ① 朝の会におけるいじめ防止に関わる校長講話、生徒指導主事からの全体指導、生徒会会長からの呼びかけ等。
- ② 自己有用感を高めるための取組（読書活動の推進、メディアコントロール力の育成等）

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめを早期に発見するために、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象アンケート調査 年3回（6月 10月 2月）
- ② 教育相談を通じた児童生徒からの聞き取り調査 年2回（6月、11月）

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめにかかわる相談を行うことができるようつぎのとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 教育相談の活用

(3) 研修体制の確立

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

4 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織で直ちに情報を共有し、学校長以下組織的な対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認のうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

【いじめられた生徒・保護者に対して】

- ① いじめられた生徒には「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して生徒を守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。